

生駒市規則第 2 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 48 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「同条同項各号」を「同項各号」に、「、私人に」を「私人に」に、「又は」を「若しくは」に改め、「（以下「公金収入事務委託」という。）」を削り、「しようとするとき」の次に「、又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 144 条の 2 の規定により介護保険料について私人にその収納の事務の委託をしようとするとき」を加え、同条第 2 項中「公金収入事務委託」を「事務の委託（以下「公金収入事務委託」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。